

ひとり親家庭の方の支援や制度について

西東京市の子育て支援課で担当している「ひとり親家庭」の方を対象とした支援や制度をまとめました。全ての制度において利用には申請が必要になりますので、利用してみたい支援や制度がございましたら、子育て支援課手当助成係までご連絡ください。

※各支援や制度において対象者の方が異なります。詳細につきましては、担当までお問い合わせください。

相談の窓口

ひとり親相談

母子・父子自立支援員がひとり親家庭の皆様が抱えている生活上の相談や自立に必要な情報提供、関係機関の紹介など問題解決に向けてのお手伝いをしています。ご相談中の個人の秘密は守られます。面接でもお電話でもご相談いただけます。あらかじめご予約いただくと相談の時間を確保できます。

ひとり親就業相談（母子・父子自立支援プログラム策定など）

就業支援専門員が母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんを対象に、就職・転職・スキルアップ（職業訓練）等についてのお話を伺い一緒に考えます。応募書類の書き方、面接の受け方についてもアドバイスします。児童扶養手当を受給している方で自立・就労に意欲のある方を対象に、面接を行い、自立のためのプログラム（母子・父子自立支援プログラム）を策定します。相談者の意向に沿った形で継続的に支援します。お気軽にご相談ください。（生活保護を受給されている方は生活福祉課でのご相談になります。）

資金の貸付 1

東京都母子福祉資金・父子福祉資金

都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母または父子家庭の父で20歳未満のお子さん等を扶養している方への貸付金です。貸付が自立につながるか、返済計画が立てられるかをお話しながら進めていきます。

お子さんが私立の高校や専門学校、大学などに進学される場合の就学にかかわる資金のご相談が多いです。その他、転宅資金、技能習得資金などの資金もあります。契約、支払い前にご相談いただき、書類をそろえていただき審査を経て、貸付の可否を決定します。お子さんの学費の貸付についてはお子さんとも面接をします。状況によって連帯保証人が必要な場合があります。詳しくは窓口、またはお電話でご相談ください。

資金の貸付 2

東京都女性福祉資金

都内に6か月以上お住まいの配偶者がいない女性で、親・子・兄弟姉妹を扶養している方又はかつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことのある方又は婚姻歴のある40歳以上の方への貸付金です。内容は東京都母子福祉資金・父子福祉資金とほぼ同様です。

手当・医療

●次の対象者の方に手当を支給しています。

児童扶養手当

対象者：ひとり親家庭等の状態にある児童（18歳に達する年度の末日まで、ただし、一定の障害のある場合は20歳未満）を養育している方

支給日：4月・8月・12月（各10日頃）

児童育成手当（育成手当）

対象者：ひとり親家庭等の状態にある児童（18歳に達する年度の末日まで）を扶養している方（父または母が重度の障害を有する場合も含む）

支給日：2月・6月・10月（各15日頃）

●次の対象者の方に医療費の自己負担金を助成します。

ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者：ひとり親家庭等の状態にある児童（18歳に達する年度の末日まで、ただし、一定の障害の状態にある場合は20歳未満）を養育する方及びお子さん（健康保険に加入し、生活保護を受けていない方）

施設

母子生活支援施設

18歳未満のお子さんを養育している母子家庭のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、お子さんの養育が十分にできない場合にお母さんとお子さんが一緒に入所する児童福祉法に基づいた施設です。居室の提供をし、母子指導員による自立支援、就労支援や、お子さんの補完保育、学習指導などを行っている施設もあります。

所得に応じて費用を負担していただきます。

給付金

市内にお住まいの母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが資格を取得して、今より向上した生活を目指すための制度です。

受講前にご相談いただき、資格取得後の生活の見通しや子育てと勉強との両立、お子さんの入学卒業などのタイミング、学費や生活費など経済的なこと、他の併用できる制度の利用についてなどを考えて利用を検討することになります。

※お子さんの年齢は20歳まで

高等職業訓練促進給付金

対象となるのは、

- ・児童扶養手当を受給しているか同等の所得水準の方で、就業期間が1年以上の養成機関において資格取得が見込まれる方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金を受給したことがない方

修業期間中の全期間（上限3年）、給付が認められた月からの支給になります。

支給額は住民税が非課税の場合は月額100,000円、課税の場合は月額70,500円となります。

給付金は生活費を想定したものです。学費については自己資金で払う必要があります。

自己資金が不足する場合、貸付の制度があります。

- ・東京都母子福祉資金・父子福祉資金（生活資金 技能習得資金）

教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座が対象となる講座です。

受講開始日前に申請する必要があります。

対象となるのは、

- ・児童扶養手当を受給しているか同等の所得水準の方で過去にこの給付金を受給したことがない方
- ・就業経験、技能又は資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して受講することが適職に就くために必要であると認められる方

講座の受講修了後に支給申請をしていただきます。

※受講申請時と修了後の支給申請時の両方で要件を満たしていることが必要です。

支給金額はかかった受講料と入学料の60/100です。200,000円を超える場合は200,000円、12,000円を超えない場合は支給がありません。

- ・雇用保険の資格がない方は、上の金額が支給申請をしたのち口座に振り込まれます。
- ・雇用保険の資格のある方は、ハローワークで支給の手続きをして、決定を受けたのち上の金額とハローワークから支給される額の差額を市で申請していただきます。

資格取得後の就労報告を提出いただいています。

ヘルパー

ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣

義務教育修了前の児童がいる家庭で、日常生活に支障があるときに、ホームヘルパーの利用を支援します。

<対象>

- ・ひとり親家庭となって2年以内の場合
- ・親の技能習得のための通学、就職活動の場合
- ・親の冠婚葬祭への出席又は学校の公式行事への参加等、一時的に児童の見守りが必要な場合
- ・親又は児童が一時的傷病の場合
- ・児童が小学校3年生以下で、親の就労等で児童の見守りが必要な場合

※保育園・学童クラブなどが利用できる時間は、そちらが優先となります。

※条件に合うヘルパーが見つからない場合、ご希望にそえないこともあります。

<サービス内容>

- (1) 食事の世話
- (2) 住居の掃除、整理整頓
- (3) 被服の洗濯及び補修
- (4) 育児
- (5) 保育園、学童クラブ等の送迎等 ※派遣には要件があります。別途ご案内致します。

<派遣回数及び時間>

派遣回数：1日1回で原則として月12回以内

派遣時間：午前7時～午後10時の間で、1日1時間以上8時間以内（1時間単位）

※所得に応じて自己負担額があります。（児童育成手当の受給資格をお持ちの場合、自己負担はありません。）

【担当】

西東京市子育て支援部子育て支援課手当助成係

田無庁舎 1階⑥番窓口

電話：042-464-1311【内線1523～1528】（代表）

電話：042-460-9840（直通）